

会報誌

# パートナーズ

気になるデータ  
従業員の健康管理に  
不安を感じる企業85.4%

働き方改革による  
有給休暇  
取得義務化について

## 令和3年度税制改正

コロナ禍を踏まえた賃上げ及び投資の  
促進に係る税制の見直し

中小企業設備投資税制の延長等  
(所得税・法人税・事業税・法人住民税)

税務情報  
法人税率の推移について



税理士法人パートナーズは  
令和3年で20年目に突入しました!!

パートナーズ会報誌が  
Webでも閲覧できるようになりました!  
上のQRコードを読み取ってアクセスしてください!

## いつも大変お世話になっております

新緑が眩しく心地良い季節になりました、皆様におかれましては、いかがお過ごしでしょうか。

さて、昨今の話題としては、やはり新型コロナウイルスが挙げられます。こちらの文面を作成するにあたり前年の物を見返しておりますが1年前も同様に新型コロナウイルスのことを記載しておりました。早いもので1年が経とうとしております。ただし、昨年とは違い各自治体でワクチンの投与を開始しているところもあり、収束に向けた動きがようやく出てきました。会報誌をご覧頂いている方で既にワクチンを投与された方もいらっしゃるかもしれませんが、若い世代まで全国民に

行き渡るまではもう少し時間がかかると思われます。ワクチンが投与されるまでは引き続き、三密を避けることやマスクの着用など自分が感染しない、人にうつさない、を注視しながらの生活が必要です。

### 確定申告ではご協力頂き

ありがとうございます

新型コロナウイルスの感染拡大防止による令和2年度確定申告の申告期限が今年も延長されました。先に触れたワクチン投与によって収束に向かい、次年度の確定申告が今までのように3月15日になる可能性が高いと思われまふ。2年連続での期限の延長から従来の期限に戻るため、次回の確定申告ではお客様へのご対応を早め早めでご案内できるように、勤めて参ります。

## 今後のパートナーズの展開

現在、税理士法人パートナーズは中四国に10拠点を設け運営しております。1年前からだと岡山県岡山市と徳島県吉野川市にそれぞれ拠点を追加し10拠点体制となっております。これも一重に、ご支援を頂いておりますお客様関係各社様のお陰です。誠にありがとうございます。

今後の展開としまして、各拠点事務所の強みをより発揮し、お客様へパートナーズ全体としてご支援ができる体制作りを強化して参ります。「税理士事務所」と言いますが、全ての税務を全て把握しているわけではありません。法人関連では、法人税関連はもちろん、財務面でのコンサルティング、事業承継やM&A、税

務調査など。個人関連では相続、贈与、譲渡などもあり相続の中でもさらに生前対策であったり遺言であったりと多岐に渡ります。これら全ての業務を事務所単位でご対応をさせて頂くことは現状では難しいのですが、税理士法人パートナーズ全体では、全て対応ができるようになっております。お客様の相談について全てご対応ができる体制を構築し、ご支援ができるよう精進して参りますので、今後とも宜しくお願い申し上げます。最後に、繰り返しになります。が、昨今の新型コロナウイルス感染拡大の影響により、我慢を強いられる日々が続いております。どうか、みなさまへの影響が最小限で収まるよう、お祈り申し上げます。

税理士法人パートナーズ

社員 一同

## 気になるデータ

従業員の健康管理に不安を感じる企業 85・4%



新型コロナウイルス感染症の拡大により、多くの企業が事業継続に何らかの影響を受けています。事業活動を支える従業員のパフォーマンスについても同様です。

心身ともに健康であることが前提となりませんが、コロナ禍における企業の従業員に対する健康管理の実態はどうなっているのか、気になるデータをみていきます。

### 従業員の健康管理

かなり不安を感じる 28・2%  
やや不安を感じる 57・2%

従業員の健康管理に対する不安の有無について尋ねたところ、「かなり不安を感じる」と回答した企業が28・2%

「やや不安を感じる」が57・2%となった。「あまり不安を感じない」「全く不安を感じない」と回答した企業は双方合わせても14・7%にとどまり、多くの企業が不安を抱えていることが明らかになりました。

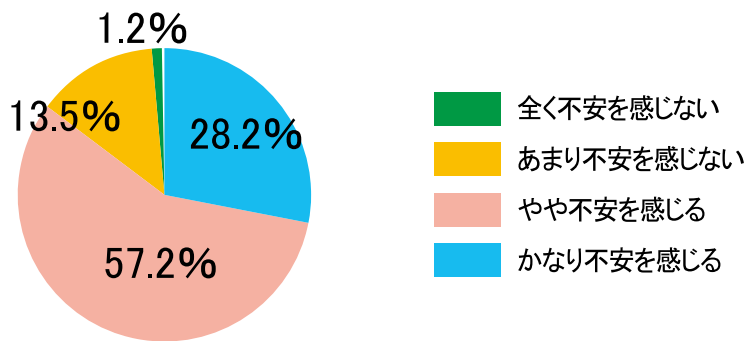
### 「メンタルヘルス」に対する不安が6割強

不安の内容について具体的にあげてもらったところ、「メンタルヘルス」が64・7%でもっとも多く、以下「健康診断の実施」33・2%「運動不足」32・6%「食生活」17・5%の順となりました。

感染症対策として多くの企業が採用した就業環境や働き方を見直す動きは、新しい働き方として定着する兆しがある一方で、従業員のメンタル面について危惧している企業が多くなっています。

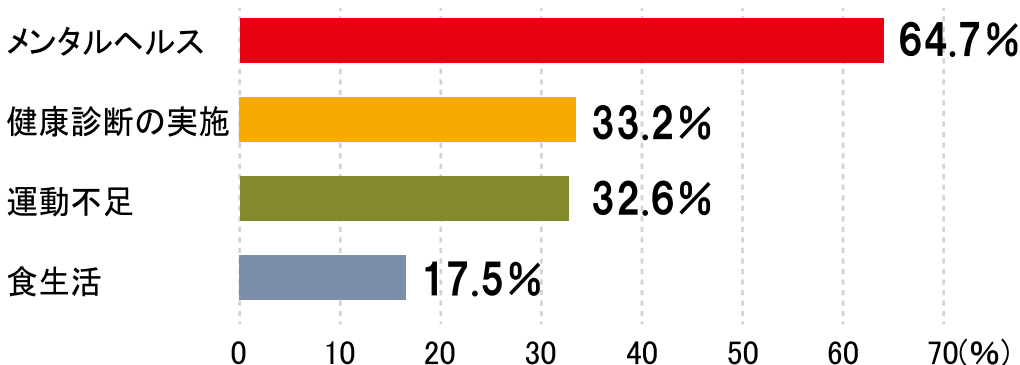
メンタルヘルス対策については、コロナ以前から従業員の心と身体の健康づくりを实践するうえで重要な取組みのひとつとされてきました。ニューノ-

従業員の健康管理に対する不安の有無（回答件数 582）



マル（新常态）といわれる新しい時代に入ってもその重要性は変わりませんが、環境の変化に応じた対策の必要性が求められているともいえそうです。

具体的な不安の内容（複数回答 485）



東京商工会議所ビジネス交流部  
「企業における感染症対策に関する実態調査」結果  
調査時期…2020年7月～8月

# 有給休暇 取得義務化について

働き方改革により、一定の有給休暇の取得義務化が行われます。今回は、この義務化の内容について簡単に説明していきます。

## 年次有給休暇の 取得義務化の具体的な内容

### 対象となる労働者

年次有給休暇の取得義務の対象となるのは、**当年度の付与日に10日以上年次有給休暇が与えられた労働者**です。

使用者は、労働者が雇入れの日から6か月間継続勤務し、その間全労働日の8割以上を出勤した場合に、原則として10日の年次有給休暇を付与することが義務付けられているため、いわゆる正社員については、出勤率が8割未満であった場合を除いてすべて取得義務の対象となります。

また、パートタイマーやアルバイトなどで、比例付与の対象となる労働者については、一部取得義務の対象となります(図表1)。

### 取得させる日数

使用者は、対象労働者に**毎年5日の年次有給休暇を時季を指定して与えることが義務付けられます**。

ただし、労働者本人からの請求や計画的付与制度によって与えた年次有給休暇の日数は、使用者が時季指定を行なう5日から控除さ

れます。

いずれかの方法で年次有給休暇の取得日数が年5日に達した時点で当該期間において使用者は時季指定を行なう必要がなくなり、また、時季指定を行なうこともできません。使用者による時季指定は本来労働者が持っている「時季指定権」を

図表1 年次有給休暇の付与日数

週所定労働時間	週所定労働日数	1年間の所定労働日数	勤続年数						
			6ヶ月	1年6ヶ月	2年6ヶ月	3年6ヶ月	4年6ヶ月	5年6ヶ月	6年6ヶ月以上
30時間以上			10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
30時間未満	5日以上	217日以上	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
	4日	169～216日	7	8	9	10	12	13	15
	3日	121～168日	5	6	6	8	9	10	11
	2日	73～120日	3	4	4	5	6	6	7
	1日	48～72日	1	2	2	2	3	3	3

制限することにもなることから、年次有給休暇の取得率向上が目的であったとしても、就業規則等で年5日を超える日数を使用者が時季指定を行なうことができるように定めることはできません。

なお、取得させる年次有給休暇は必ずしも当年度に付与されたものである必要はなく、前年度からの繰り越し分から5日を取得させた場合であっても取得義務を果たしたものと認められます。

### 有給休暇を 取得させる期間

原則として使用者は、10日以上の年次有給休暇を付与した日から**1年が経過する日までに5日**の年次有給休暇を取得させなければなりません。

### 使用者による 時季指定の方法

使用者の時季指定によって年次有給休暇を与える際は、あらかじめ年次有給休暇の時季指定を行なうことを労働者に明らかにしたうえで、取得時期についての意見を聴取しなければならず、また、その意見を尊重するように努めなければなりません。労働者から時季に

ついでに聴取を行なうことは義務であるため、時季に関する希望を確認する必要があります。一方、使用者が時季指定を行なう際に労働者の意見を尊重することは努力義務に留まるため、労働者が希望した時季と別の時季を指定して年次有給休暇を取得させることも認められます。

ただし、使用者によって不必要に時季指定が行なわれた場合は労使トラブルを引き起こす恐れもあることから、可能な限り労働者の意見を尊重して時季指定を行なうことが望ましいでしょう。

### 半日単位、時間単位の年次有給休暇の取扱い

#### ・半日単位

労働者から時季に関する意見を聴取した際に、半日単位での取得の希望があった場合には、使用者による時季指定を**半日単位で行なっても差し支えありません。**

なお、労働者からの希望があったからといって必ず半日単位で取得させる義務はなく、就業規則等に特段の定めがない限り、**労働者の希望にかかわらず1日単位での取得を指示することも差し支えありません。**

また、労働者からの請求や使用者の時季指定によって半日単位で付与した年次有給休暇は、取得義務が課されている年5日の日数に含まれます。この場合、半日単位で取得した年次有給休暇は「0.5日」としてカウントします。

#### ・時間単位付与

一方、労働者からの希望があった場合でも、時間単位で使用者による時季指定を行なうことはできません。また、労働者からの請求に基づいて時間単位で付与した年次有給休暇は、取得義務が課された年5日の日数には算入されません（図表2）。

図表2 半日単位と時間単位の年次有給休暇の取扱い

	使用者の時季指定による付与	年5日への算入
1日単位	できる	算入される
半日単位	できる	算入される(0.5日)
時間単位	できない	算入されない

### 施行期日と罰則 法改正後の指導

#### ・施行期日

年次有給休暇の年5日の取得義務は、2019年4月1日以降に付与日が到来した年次有給休暇から適用となります。

施行期日より前に付与された年次有給休暇は施行期日時点の残日数にかかわらず5日の取得義務はありません。中小企業への適用猶予措置は設けられておらず、事業規模にかかわらずすべての事業場が2019年4月1日からの施行となることに留意してください。

#### ・罰則

年5日の年次有給休暇を取得させなかった使用者は、「**1人につき30万円以下の罰金**」（労基法120条）に処せられます。

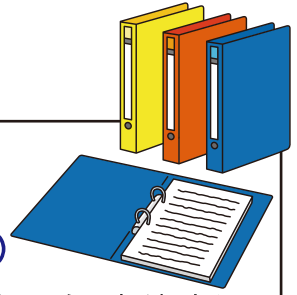


#### ・法改正後における指導

従来、年次有給休暇は「労働者から請求があった場合に取得させなければならぬ」ものであったため、労働基準監督署が行なう立入調査では、年次有給休暇に関する法違反を確認することがほとんどできませんでした。書類の確認や担当者からの聴取によって年次有給休暇をまったく与えていないことが明らかとなったとしても、労働者から請求があったかどうかまでは明らかとならないためです。

しかし、法改正後においては、年5日までは労働者からの請求によらず取得させなければならないため、書類の確認や担当者からの聴取だけでなく年次有給休暇に関する法違反を確認することが可能となります。臨検監督において年次有給休暇に関する法違反を確認することの重要性が増したといえ、使用者には万全の対策を講じることが求められます。

# 令和3年度税制改正 (一部抜粋)



## コロナ禍を踏まえた賃上げ及び投資の促進に係る税制の見直し(人材確保等促進税制)

新たな人材の獲得及び人材育成の強化を促しつつ、第二の就職氷河期を生み出さないようにする観点から、新規雇用者に対する給与を一定割合以上増加させた企業に対して、新規雇用者給与等支給額の一定割合を税額控除できる措置を講ずることとします。(2年間の時限措置) 加えて、事業変革に向けた人材投資(教育訓練費)を増加させた企業に対しては、税額控除率を上乗せします。

### 《現行制度》

#### 【要件】

- ① 継続雇用者給与等支給額：対前年度増加率 **3%以上**
- ② 国内設備投資額：当期の減価償却費の総額の **95%以上**
- ③ 雇用者給与等支給額：対前年度を上回ること

#### 【税額控除】

- ・ 雇用者給与等支給額の対前年度増加額の **15%**の税額控除
- ・ 教育訓練費増加要件(当期の教育訓練費  $\geq$  前期・前々期の教育訓練費の平均の **1.2倍**)を満たす場合には控除率を **5%上乗せ**( $\rightarrow$ 合計 **20%**)
- ・ 税額控除額は法人税額の **20%**を限度

### 《改正案》

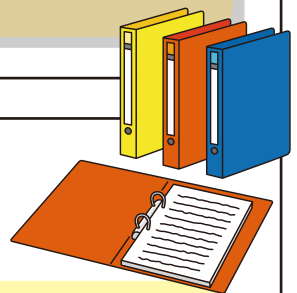
#### 【要件】

- ① 新規雇用者給与等支給額：対前年度増加率 **2%以上**
- ② 雇用者給与等支給額：対前年度を上回ること

#### 【税額控除】

- ・ 新規雇用者給与等支給額※の **15%**の税額控除
- ・ 教育訓練費増加要件(当期の教育訓練費  $\geq$  前期の教育訓練費の **1.2倍**)を満たす場合には控除率を **5%上乗せ**( $\rightarrow$ 合計 **20%**)
- ・ 税額控除額は法人税額の **20%**を限度

## 中小企業設備投資税制の延長等 (所得税・法人税・事業税・法人住民税)



「中小企業経営強化税制」について、適用期限を **2年間延長**する。また、本税制の利便性を向上させるため、適用の前提となる計画認定手続を柔軟化する(例、工業会の証明書の取得と同時並行で、計画認定に係る審査を行うことにより、手続を迅速化)。

「中小企業投資促進税制」に「商業・サービス業・農林水産業活性化税制」も取り込む形で(不動産業、商店街振興組合等に移管)制度を一本化した上で、適用期限を **2年間延長**する。

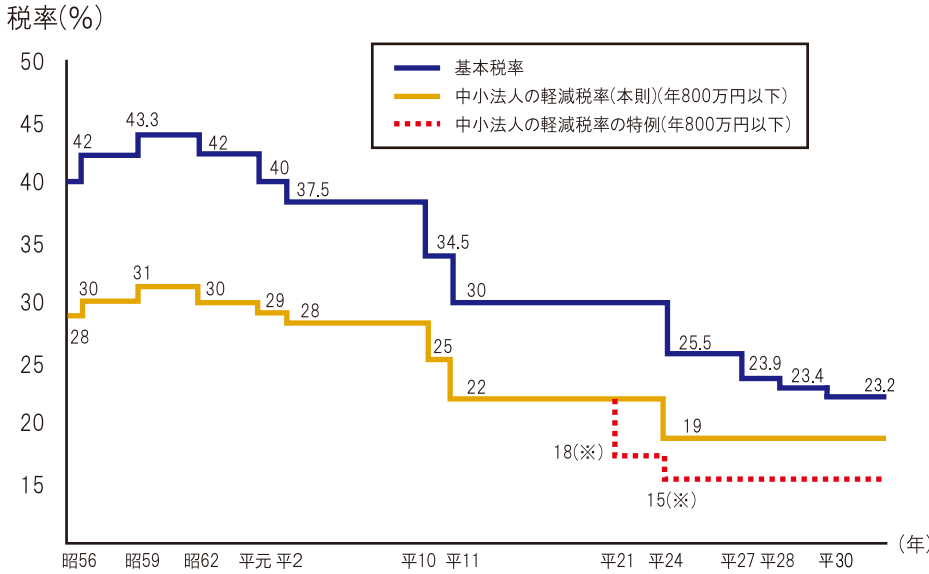
## 税務情報

### 法人税率の推移について

法人税の税率は、普通法人、一般社団法人等又は人格のない社団等については23・2%（資本金1億円以下の普通法人、一般社団法人等又は人格のない社団等の所得の金額のうち年800万円以下の金額については15%）とされています。

法人税の税率は、国の税収の確保を目的として所得税等の他の税とのバランスを図りながら、その時々における財政事情や経済情勢等を反映して決定されています。

### 法人税率の推移



(※) 中小法人の軽減税率の特例（年800万円以下）について、平成21年4月1日から平成24年3月31日の間に終了する各事業年度は18%、平成24年4月1日以前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度については経過措置として18%、平成24年4月1日から令和5年3月31日の間に開始する各事業年度は15%。

(※) 昭和56年3月31日の間に終了する事業年度については年700万円以下の所得に適用。



## 税理士法人パートナーズは令和3年で20年目に突入しました！

税理士法人パートナーズは平成15年に設立しまして、令和3年6月で20年目に突入しました。これも偏にご支援頂いておりますお客様のおかげでございます。心より感謝申し上げます。

設立から9年間は岡山事務所のみで中四国全域を業務エリアとしておりましたが、平成24年の山陰事務所設立から始まり現在では10拠点を構築するまでに至りました。新しく拠点が設立された際には、最寄の事務所への引継ぎなど、お客様のご協力とご理解も頂戴し、大変感謝しております。

ます。

今後のパートナーズの展開と致しましては、本誌挨拶文でも触れましたとおり「パートナーズ全体でのご支援」をいまよりも更に明確に、迅速にできるよう努めて参ります。また20年目ということで、今までご支援頂きましたお客様へ感謝を形にしてご案内ができればと考えております。

依然として不安定な社会情勢ですが皆様のお役に立てるよう、これからも精進して参りますので、引き続きご愛顧頂けましたら幸いです。

### 税理士法人パートナーズ沿革

- 平成15年 税理士法人パートナーズ 設立
- 平成24年 税理士法人パートナーズ 山陰事務所 設立
- 平成25年 税理士法人パートナーズ 松山事務所 設立
- 税理士法人パートナーズ 広島事務所 設立
- 平成28年 税理士法人パートナーズ 徳島事務所 設立
- 平成30年 税理士法人パートナーズ 福山事務所 設立
- 令和元年 税理士法人パートナーズ 高松事務所 設立
- 令和2年 税理士法人パートナーズ 高知事務所 設立
- 税理士法人パートナーズ 吉野川事務所 設立
- 税理士法人パートナーズ 土業の絆 岡山オフィス設立



For a Partner

法人関連の税務情報をお送りします

# パートナーズ会員

税理士法人パートナーズでは、法人向けの会員を募っています。ご入会の方へパートナーズから会報誌や税制改正などの情報をご提供。また電話無料相談にも応じます。**年会費・入会費は無料**。普段なかなか聞くことができない税務関連情報はもちろん、知って得する情報をご提供します。



## 特典①

### 会報誌の発行

法人向けの税務情報をお送りします。税理士事務所だからこそお伝えができる情報や意外と知られていない情報を会報誌で年3、4回お送りします。

## 特典②

### 無料相談

一般的な税務のご相談を承ります。税務関連はもちろん、事務改善やコスト削減、売上アップや経営計画書の作成など、幅広くお応えします。

## 特典③

### 税制改正・判決事例の提供

たびたび変わる税法を改正のたびにご案内します。また、過去の判例事例など、専門的な情報もお伝えします。

■特典は事前の連絡なく変更することがありますので予めご了承ください■

パートナーズのホームページからもお申込みいただけます

<https://zei-partners.com/member.html>

パートナーズ会員募集

検索

## 税理士法人パートナーズ

- For a Partner
- 【岡山事務所】岡山県岡山市北区下中野 1222-9 TEL/FAX 086-246-4446/086-246-4406
  - 【土業の絆岡山オフィス】岡山県岡山市北区野田 4-12-17 野田四丁目合同ビル 2F TEL/FAX 086-236-6812/086-236-6888
  - 【山陰事務所】鳥取県米子市皆生温泉 2-7-14 TEL/FAX 0859-21-5169/0859-21-5179
  - 【広島事務所】広島県広島市中区基町 5-44 広島商工会議所ビルディング 7F TEL/FAX 082-962-8885/082-962-8886
  - 【福山事務所】広島県福山市東深津町 4-7-15 プラッツ岩原 101号 TEL/FAX 084-925-6150/084-993-4057
  - 【松山事務所】愛媛県松山市松末 1-5-12 松末テナントビル 3F TEL/FAX 089-948-9441/089-948-9442
  - 【高松事務所】香川県高松市太田下町 2068 番地 1 レジデンス太田 B 棟 102 号室 TEL/FAX 087-808-8252/087-866-3186
  - 【徳島事務所】徳島県徳島市徳島町城内 6 番地の 87 TEL/FAX 088-655-6554/088-655-6494
  - 【吉野川事務所】徳島県吉野川市鴨島町内原字桑ノ内 45-3 TEL/FAX 0883-30-3600/0883-30-3599
  - 【高知事務所】高知県高知市越前町 2 丁目 7 番 2 号 フレンズビル 4F TEL/FAX 088-802-5344/088-802-5334